

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定により、以下の障害福祉サービス事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

#### 1 対象事業者

- (1) 法人名 合同会社優夢
- (2) 代表者 代表社員 松谷 優佳
- (3) 所在地 羽曳野市南恵我之荘四丁目 1 番 15 号

#### 2 事業所

- (1) 事業所名 生活介護ソニオ
- (2) 所在地 羽曳野市西浦 1 6 1 6 番地 4 木匠ビル 1 F
- (3) サービス種別 生活介護

#### 3 処分年月日

令和 8 年 3 月 24 日（月曜日）

#### 4 指定取消年月日

令和 8 年 5 月 1 日（金曜日）

#### 5 処分の理由

○不正な手段による指定（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号）

法人代表者は、常勤の従業者を配置しないにもかかわらず、指定時からこれを配置するものとして虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

#### 6 不正請求額

約 2,624 万円（返還額は、支給決定を行った市町村が確定する。）

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定により、以下の障害福祉サービス事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

#### 1 対象事業者

- (1) 法人名 合同会社優夢
- (2) 代表者 代表社員 松谷 優佳
- (3) 所在地 羽曳野市南恵我之荘四丁目 1 番 15 号

#### 2 事業所

- (1) 事業所名 にお
- (2) 所在地 羽曳野市南恵我之荘四丁目 1 番 15 号
- (3) サービス種別 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

#### 3 処分年月日

令和 8 年 3 月 24 日（月曜日）

#### 4 指定取消年月日

令和 8 年 5 月 1 日（金曜日）

#### 5 処分の理由

##### ○不正な手段による指定（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号）

法人代表者は、居宅介護及び重度訪問介護事業において、常勤の管理者兼サービス提供責任者を配置しないにもかかわらず、指定時からこれを配置するものとして虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

また、法人代表者は、同行援護及び行動援護事業において、常勤のサービス提供責任者を配置しないにもかかわらず、指定時からこれを配置するものとして虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

#### 6 不正請求額

約 4,239 万円（返還額は、支給決定を行った市町村が確定する。）